

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件

	昭和61年 2月22日	農林水産省告示第 284号	施行	昭和61年 3月25日 この間 3 1回改正
改正	平成26年 9月 1日	農林水産省告示第1146号	施行	平成26年10月 1日
	平成27年 1月 9日	農林水産省告示第 52号	施行	平成27年 2月 8日
	平成28年 1月 8日	農林水産省告示第 41号	施行	平成28年 2月 8日
	平成28年 3月30日	農林水産省告示第 884号	施行	平成28年 4月 1日
	平成28年12月19日	農林水産省告示第2535号	施行	平成29年 1月18日
	平成29年10月16日	農林水産省告示第1549号	施行	平成29年11月15日
	平成30年 1月22日	農林水産省告示第 134号	施行	平成30年 2月22日
	平成30年 3月 6日	農林水産省告示第 455号	施行	平成30年 4月 5日
	平成30年 9月 5日	農林水産省告示第1991号	施行	平成30年10月 5日
	平成31年 4月26日	農林水産省告示第 807号	施行	平成31年 5月27日
	令和元年 6月21日	農林水産省告示第 455号	施行	令和元年 7月 1日
	令和 2年 2月28日	農林水産省告示第 401号	施行	令和 2年 4月 1日
	令和 2年 5月11日	農林水産省告示第 939号	施行	令和 2年 6月11日
	令和 2年10月30日	農林水産省告示第2126号	施行	令和 2年12月 1日
	令和 3年 6月14日	農林水産省告示第1010号	施行	令和 3年12月 1日
	令和 4年 2月15日	農林水産省告示第 302号	施行	令和 4年 3月17日
	令和 5年 9月 1日	農林水産省告示第1053号	施行	令和 5年10月 1日

一 窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸アンモニア	一 アンモニア性窒素 20.5 二 アンモニア性窒素のほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 スルファミン酸 0.01	
塩化アンモニア	アンモニア性窒素 25.0		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硝酸アンモニア	アンモニア性窒素 16.0 硝酸性窒素 16.0		
硝酸アンモニアソーダ肥料	一 アンモニア性窒素 9.0 硝酸性窒素 9.0 二 アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほか可溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く可溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05	アンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	
硝酸アンモニア石灰肥料	一 アンモニア性窒素 10.0 硝酸性窒素 10.0 二 アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほかアルカリ分又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか アルカリ分については 10.0 く可溶性苦土については 1.0		
硝酸ソーダ	硝酸性窒素 15.5		
硝酸石灰	一 硝酸性窒素 10.0 二 硝酸性窒素のほか可溶性石灰、く可溶性石灰又は水溶性石灰を保証する場合にあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く可溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0	硝酸性窒素の含有率 1.0%につき 亜硝酸 0.04	
硝酸苦土肥料	硝酸性窒素 10.0 水溶性苦土 15.0	硝酸性窒素の含有率 1.0%につき 亜硝酸 0.04	
腐植酸アンモニア肥料 (石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、アンモニアを加えたものをいう。)	アンモニア性窒素 4.0	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	一 3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に50%以上含有されること。 二 硫酸塩は、10%以下であること。
尿素	窒素全量 43.0	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	
アセトアルデヒド縮合尿素 (2-オキソ-4-メチル-6-ウレイドヘキサヒドロピリミジンをいう。)	窒素全量 28.0	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること。

イソブチルアルデヒド縮合尿素 (イソブチリデンジウレアをいう。)	窒素全量 28.0	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること。
硫酸グアニル尿素	窒素全量 32.0	窒素全量の含有率1.0%につき ひ素 0.004	一 ジシアンジアミド性窒素は、窒素全量の10.0%以下であること。 二 グアニジン性窒素は、窒素全量の5.0%以下であること。
オキサミド	窒素全量 30.0		
石灰窒素	窒素全量 19.0 アルカリ分 50.0		ジシアンジアミド性窒素は、窒素全量の20.0%以下であること。
グリオキサール縮合尿素 (テトラヒドロイミダゾ-(4, 5-d)-イミダゾール-2, 5(1H, 3H)-ジオンをいう。)	窒素全量 38.0	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること
ホルムアルデヒド加工尿素肥料 (尿素にホルムアルデヒドを加えたものをいう。)	一 窒素全量 35.0 二 窒素全量のほか水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性ほう素 0.05	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	一 水に溶ける窒素が窒素全量の50%以上のものにあつては、尿素性窒素は20%以下であること。 二 一以外のものにあつては、窒素の活性係数が40%以上であること。
メチロール尿素重合肥料 (尿素にホルムアルデヒドを加えて生成したメチロール尿素縮合物を重合したものをいう。)	窒素全量 25.0	窒素全量の含有率1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	一 500マイクロメートルの網ふるいを全通すること。 二 熱水で溶出する窒素の量は窒素全量の4%以上16%以下であること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆窒素肥料 (窒素質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか一について 10.0 二 1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 2 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 水溶性石灰を保証する場合にあつては 水溶性石灰 1.0 四 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 五 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン 0.10 六 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.05 七 可溶性硫黄を保証するものにあつては 可溶性硫黄 1.0	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01	一 窒素は、水溶性であること。 二 窒素の初期溶出率は、50%以下であること。 三 牛、めん羊又は山羊(以下「牛等」という。)由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。)を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号。以下「規則」という。)別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。)が行われたものであること。 四 原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項ヘ、四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ハ、九の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ又は十三の項ロに掲げる原料(以下「要植害確認原料」という。)を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号。以下「法」という。)第七条ただし書(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 五 登録の有効期間は、原料規格第一中一の項ロ、原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項ヘ、四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ロ若しくはハ、九の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ、十三の項ロ又は十四の項に掲げる原料(登録の有効期間が六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。)(以下「三年原料」という。)を使用する肥料又は登録の有効期間が三年である肥料(以下「三年肥料等」と総称する。)を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
混合窒素肥料 (窒素質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、窒素全量、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素のいずれかーについて 1.0	一 りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

二 リン酸質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき 主成分の最大 量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
過りん酸石灰	一 可溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 13.0 二 可溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0		可溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	
重過りん酸石灰	一 可溶性りん酸 30.0 水溶性りん酸 28.0 二 可溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0		可溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	
りん酸苦土肥料	水溶性りん酸 45.0 水溶性苦土 13.0		水溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	
よう 熔成りん肥	一 く溶性りん酸 16.0 アルカリ分 40.0 く溶性苦土 11.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及びく溶性苦土のほか可溶性けい酸、く溶性マンガンを又はく溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性けい酸については 19.0 く溶性マンガンは 1.0 く溶性ほう素については 0.05		く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015	2ミリメートルの網ふるいを全通すること。
焼成りん肥	く溶性りん酸 34.0 アルカリ分 40.0		く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015	212マイクロメートルの網ふるいを90%以上通過すること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガン含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガ、水溶性マンガ、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 水溶性苦土については 1.0 く溶性マンガについては 0.10 水溶性マンガについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05		く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.01 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの(3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。
熔成けい酸りん肥 (次に掲げる肥料をいう。 一 りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したもの 二 一に掲げる熔成けい酸りん肥の原料にマンガ含有物又はほう酸塩を混合し、熔融したもの 三 下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの)	一 く溶性りん酸 5.0 アルカリ分 40.0 可溶性けい酸 30.0 く溶性苦土 12.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか、く溶性マンガ又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性マンガについては 0.1 く溶性ほう素については 0.05		一 く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 水銀 0.0001 鉛 0.006 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0	一 2ミリメートルの網ふるいを全通すること。 二 く溶性りん酸及び可溶性けい酸の含有量の合計量に対するアルカリ分の含有量の比率が1.0以上であること。 三 下水道の終末処理から生じる汚泥を焼成したものを使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位(牛等由来の原料のうち、肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
				用される食品である臓器に限る。) 以外のものをいう。以下同じ。) を原料とする場合にあっては、牛(月齢が三十月以下の牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条の検査を経ていない牛等の部位(以下「脊柱等」という。)が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
<u>鉱さいりん酸肥料</u> (製鋼鉱さいをいう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか、く溶性苦土又はく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほかく溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0		く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。
<u>加工鉱さいりん酸肥料</u> (鉱さいけい酸質肥料にりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほかく溶性苦土、く溶性マンガン、又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかく溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0 く溶性ほう素については 0.05	水溶性りん酸 1.0未満	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
菌体りん酸肥料 (次に掲げる肥料をいう。) 一 専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 四 専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、りん酸全量について 1.0	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けた計画(以下「品質管理計画」という。)に基づいて製造されたものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 四 植害試験の調査を受けていない排水処理活性沈殿物(原料規格第二中十六の項に掲げるものをいう。)を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆りん酸肥料 (りん酸質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 水溶性りん酸 10.0 二 水溶性りん酸のほか水溶性石灰、水溶性苦土、水溶性マンガ、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか水溶性石灰については 1.0 水溶性苦土については 1.0 水溶性マンガについては 0.10 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	水溶性りん酸の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	一 りん酸の初期溶出率は50%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
加工りん酸肥料 (りん酸質肥料、副産肥料(専ら原料規	一 く溶性りん酸及び水溶性りん酸を保証するものにあつては	く溶性りん酸の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)、^{よう}熔成微量元素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉍さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたものをいう。)	く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガ、く溶性ほう素、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 く溶性苦土については 2.0 水溶性苦土については 1.0 く溶性マンガについては 1.0 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04	二 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合りん酸肥料 (りん酸質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。))に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性りん酸、く溶性りん酸又は水溶性りん酸のいずれか一について 1.0	一 窒素又は加里を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり最大量 二 窒素又は加里を保証するものにあつては、窒素、りん酸、又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり最大量	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガを保証する肥料は、可溶性マンガを保証す

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
			る肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

三 加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸加里	一 水溶性加里 45.0 二 水溶性加里のほか可溶性硫黄を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	水溶性加里の含有率1.0% につき ひ素 0.004	塩素は、5.0%以下であること。
塩化加里	一 水溶性加里 50.0 二 水溶性加里のほか水溶性ほう素を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性ほう素 0.10		
硫酸加里苦土	一 水溶性加里 12.0 水溶性苦土 5.0 二 水溶性加里及び水溶性苦土のほか可溶性硫黄を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	水溶性加里の含有率1.0% につき ひ素 0.004	塩素は、5.0%以下であること。
重炭酸加里	水溶性加里 45.0		塩素は、5.0%以下であること。
腐植酸加里肥料 （石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、塩基性のカリウム又はマグネシウム含有物を加えたものをいう。）	一 水溶性加里を保证するものにあつては 水溶性加里 10.0 二 水溶性加里のほか可溶性苦土及び水溶性苦土を保证するものにあつては 水溶性加里 8.0 可溶性苦土 2.0 水溶性苦土 1.0	水溶性加里の含有率1.0% につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	一 3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に50%以上含有されること。 二 硫酸塩は、10%以下であること。 三 炭酸塩は、二酸化炭素として2.0%以下であること。
けい酸加里肥料 （塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一 可溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 可溶性苦土 3.0 二 可溶性加里、可溶性けい酸及び可溶性苦土のほか水溶性加里又は可溶性ほう素を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については1.0 可溶性ほう素については0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。
粗製加里塩	一 水溶性加里 30.0 二 水溶性加里のほか水溶性苦土を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性苦土 5.0		
加工苦汁加里肥料 （粗製加里塩に石灰を加えたものをいう。）	水溶性加里 6.0 可溶性苦土 5.0		
液体けい酸加里肥料	水溶性加里 6.0 水溶性けい酸 12.0		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
よう 熔成けい酸加里肥 料 (カリウム含有物 に製鋼鉍さいを混 合し、 よう 熔融したもの をいう。)	一 く溶性加里 20.0 アルカリ分 15.0 可溶性けい酸 25.0 二 く溶性加里、アルカリ 分及び可溶性けい酸のほ かく溶性マンガンを保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか く溶性マンガ 1.0	く溶性加里の含有率1.0% につき ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通 すること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆加里肥料 (加里質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。))を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 水溶性加里 10.0 二 水溶性加里のほか水溶性石灰、水溶性苦土、水溶性マンガ、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか水溶性石灰については 1.0 水溶性苦土については 1.0 水溶性マンガについては 0.10 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	水溶性加里の含有率1.0%につき ひ素 0.004	一 加里の初期溶出率は50%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合加里肥料 (加里質肥料又は副産肥料(専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。))に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、く溶性加里又は水溶性加里のいずれかーについて 1.0	一 窒素又はりん酸を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとりの最大量 二 窒素又はりん酸を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとりの最大量	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
魚かす粉末	一 窒素全量及びりん酸全 量の合計量 12.0 窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マ ンガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
干魚肥料粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マ ンガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
魚節煮かす	一 窒素全量 9.0 二 窒素全量のほかけい 酸、苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
甲殻類質肥料粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マ ンガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
蒸製魚鱗及びその 粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 18.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マ ンガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
肉かす粉末	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい 酸、苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		一 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。
肉骨粉	一 窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マ ンガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		一 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
蒸製てい角粉	一 窒素全量 10.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
蒸製てい角骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 15.0 窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製毛粉 (羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。)	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
乾血及びその粉末	一 窒素全量 10.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 20.0 窒素全量 3.0 りん酸全量 16.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>蒸製骨粉</u> (脱こう骨粉を含む。)	一 窒素全量及びりん酸全量を保証するものにあつては窒素全量及びりん酸全量の合計量 21.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 17.0 二 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 25.0 三 窒素全量又はりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一又は二に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		一 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
<u>蒸製鶏骨粉</u>	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 17.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 13.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		
<u>蒸製皮革粉</u>	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
<u>干蚕蛹粉末</u>	一 窒素全量 7.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
蚕蛹油かす及びその粉末	一 窒素全量 8.0 二 窒素全量のほかりん酸全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり		
絹紡蚕蛹くず	一 窒素全量 7.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
とうもろこしはい芽及びその粉末	一 窒素全量 2.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
大豆油かす及びその粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン、又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
なたね油かす及びその粉末 (からし油かす及びその粉末を含む。)	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.9 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
わたみ油かす及びその粉末	一 窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
落花生油かす及び その粉末	一 窒素全量 5.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
あまに油かす及び その粉末	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
ごま油かす及びそ の粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
ひまし油かす及び その粉末	一 窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
米ぬか油かす及び その粉末	一 窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
その他の草本性植 物油かす及びその 粉末 (二以上の草本性 植物油かす及びそ の粉末を混合した ものを除く。)	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガンはほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
カポック油かす及 びその粉末	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあつては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
とうもろこしはい 芽油かす及びその 粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほかけい酸、苦土、マン ガン又はほう素を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
たばこくず肥料粉 末	一 窒素全量 1.0 加里全量 4.0 二 窒素全量及び加里全量 のほかけい酸、苦土、マン ガン又はほう素を保証す るものにあつては、一に 掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		変性しないものであること。
甘草かす粉末	一 窒素全量 8.0 二 窒素全量のほかけい 酸、苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあつては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		
豆腐かす乾燥肥料	一 窒素全量 4.0 二 窒素全量のほかりん酸 全量、加里全量、けい酸、 苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあつ ては、一に掲げるものの ほか りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又 はほう素については 主成分別表第二のとおり		
えんじゆかす粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 2.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガン又はほう 素を保証するものにあつては、一に掲げるもの のほか 主成分別表第二のとおり		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>窒素質グアノ</u>	一 窒素全量 12.0 アンモニア性窒素 1.0 りん酸全量 8.0 可溶性りん酸 4.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、アンモニア 性窒素、りん酸全量、可溶 性りん酸及び加里全量の ほかけい酸、苦土、マンガ ン又はほう素を保証する ものにあつては、一に掲 げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
<u>加工家きんふん肥 料</u> (次に掲げる肥料 をいう。 一 家きんのふん に硫酸等を混合 して火力乾燥し たもの 二 家きんのふん を加圧蒸煮した 後乾燥したもの 三 家きんのふん について熱風乾 燥及び粉碎を同 時に行つたもの 四 家きんのふん をはつこう乾燥 させたもの)	一 窒素全量 2.5 りん酸全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量 及び加里全量のほかけい 酸、苦土、マンガ、ほう 素又は可溶性硫黄を保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガ又 はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性硫黄については 1.0	窒素全量の含有率1.0%に つき ひ素 0.004	水分は20%以下であること。
<u>とうもろこし浸漬 液肥料</u> (コーンスターチ を製造する際に副 産されとうもろ こしを亜硫酸液で 浸漬した液を発酵、 濃縮したものをい う。)	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0 水溶性加里 2.0 二 窒素全量、りん酸全量、 加里全量及び水溶性加里 のほかけい酸、苦土、マン ガン又はほう素を保証す るものにあつては、一に 掲げるもののほか主成分 別表第二のとおり	窒素全量の含有率1.0%に つき ひ素 0.004 亜硫酸 0.01	
食品残さ加工肥料 (食品由来の有機 質物(食品加工場等 における食品の製 造、加工又は調理の 過程で発生した食 用に供することが できない残さを除 く。)を加熱乾燥し、 搾油機により搾油 したかすをいう。)	一 窒素全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量及び加里全量 のほかりん酸全量、けい 酸、苦土、マンガ又はほう 素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか りん酸全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガ又 はほう素については 主成分別表第二のとおり		一 油分は10%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>魚廃物加工肥料</u> (原料規格第一中 一の項イ又はロに 掲げる原料を泥炭 その他の動植物に 由来する吸着原料 に吸着させたもの をいう。)	一 窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全 量のほか加里全量、けい 酸、苦土、マンガン又はほ う素を保証するものにあ つては、一に掲げるもの のほか 加里全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又 はほう素については 主成分別表第二のとおり	窒素全量の含有率1.0%に つき カドミウム 0.00008	一 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。
乾燥菌体肥料 (次に掲げる肥料 をいう。 一 専ら原料規格 第一中三の項ホ 又はヘに掲げる 原料を使用した もの 二 原料規格第二 中十五の項に掲 げる原料を加熱 乾燥したもの)	一 窒素全量を保証するも のにあつては 窒素全量 5.5 二 窒素全量のほかりん酸 全量、加里全量、けい酸、 石灰、苦土、マンガン、ほ う素又は可溶性硫黄を保 証するものにあつては 窒素全量 4.0 りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又 はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	窒素全量の含有率1.0%に つき カドミウム 0.00008	一 植害試験の調査を受け害が認 められないものであること。 二 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
副産動植物質肥料 (専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものを用いる。)	主成分別表第一のとおり	原料規格第一中一の項に掲げる原料を使用したものにあっては、保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき ひ素 0.01 カドミウム 0.00008	一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあっては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあっては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 四 牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六 登録の有効期間は、三年原料を使用する肥料にあっては三年、三年原料を使用しない肥料にあっては六年である。
混合有機質肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)を混合したもの 二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの)	主成分別表第一のとおり	保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき ひ素 0.01 カドミウム 0.00008	一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあっては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあっては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 四 牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあっては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあっては六年である。

五 副産肥料等

(1) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
菌体肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)	主成分別表第一のとおり	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
副産肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料(十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)をそれぞれ一以上使用したもの 二 専ら原料規格第二に掲げる原料(十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)を使用したもの)	主成分別表第一のとおり	有害成分別表第三のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 リン酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 製鋼鉗さいを原料とするものにあつては、4ミリメートルの網ふるいを全通するものであること。その他の鉗さいを原料とする場合にあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 八 要植害確認原料を使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年原料を使用する肥料にあつては三年、三年原料を使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
液状肥料 (肥料(混合汚泥複 合肥料及び規則第 一条の二各号に掲 げる普通肥料を除 く。)又は肥料原料 (原料規格第一及 び原料規格第二に 掲げるものに限り、 要植害確認原料並 びに原料規格第二 中十五の項及び十 六の項に掲げるも のを除く。)を使用 したものであつて、 液状のものをいう。)	一 1 窒素全量を保証する ものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を 保証するものにあつて は アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証す るものにあつては 硝酸性窒素 1.0 二 1 リン酸全量を保証す るものにあつては リン酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証 するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証 するものにあつては 可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証 するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 三 1 加里全量を保証する ものにあつては 加里全量 1.0 2 く溶性加里を保証す るものにあつては く溶性加里 1.0 3 水溶性加里を保証す るものにあつては 水溶性加里 1.0 四 アルカリ分を保証する ものにあつては アルカリ分 5.0 五 1 可溶性石灰を保証す るものにあつては 可溶性石灰 1.0 2 く溶性石灰を保証す るものにあつては く溶性石灰 1.0 3 水溶性石灰を保証す るものにあつては 水溶性石灰 1.0 六 1 可溶性けい酸を保証 するものにあつては 可溶性けい酸 5.0 2 水溶性けい酸を保証 するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 七 1 可溶性苦土を保証す るものにあつては 可溶性苦土 1.0 2 く溶性苦土を保証す るものにあつては く溶性苦土 1.0 3 水溶性苦土を保証す るものにあつては 水溶性苦土 1.0 八 1 可溶性マンガンを保 証するものにあつては 可溶性マンガ 0.005 2 く溶性マンガを保	有害成分別表第三のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、 アンモニア性窒素又は硝酸性窒 素以外の成分形態の窒素を含有 するもの並びにアンモニア性窒 素及び硝酸性窒素を併せて含有 するものであること。 二 リン酸全量又は加里全量を保 証する肥料は、動植物質の原料 を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料 及び可溶性りん酸を含有する原 料を使用する肥料にあつては、 く溶性りん酸又は可溶性りん酸 のいずれかを保証するもので あること。 四 アルカリ分を含有する原料及 び石灰を含有する原料を使用す る肥料にあつては、アルカリ分 又は石灰のいずれかを保証す るものであること。 五 チオ硫酸アンモニウムに由来 する窒素を含有する肥料にあつ ては、pHが6.0以上のものである こと。 六 シアナミドに由来する窒素を 含有する肥料にあつては、その 他の原料に由来する窒素を含有 しないこと。 七 シアナミドに由来する窒素を 含有する肥料にあつては、ジシ アンジアミド性窒素は窒素全量 の20.0%以下であること。 八 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 九 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。 十 製鋼鉬さいを原料とするもの にあつては、4ミリメートルの網 ふるいを全通するものであるこ と。その他の鉬さいを原料とす る場合にあつては、2ミリメー トルの網ふるいを全通し、かつ、 600マイクロメートルの網ふる いを60%以上通過すること。 十一 要植害確認原料を使用する 肥料を原料として使用する肥料 にあつては、要植害確認原料が 法第七条ただし書の規定に基づ き植害試験の調査を受け害が認 められないものであること。 十二 登録の有効期間は、三年原 料又は三年肥料等を使用する肥 料にあつては三年、三年原料又 は三年肥料等を使用しない肥料 にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
	証するものにあつては く溶性マンガン 0.005 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン 0.005 九 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.005 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.005 十 一から九までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一から九までに掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0		
吸着複合肥料 (窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。))又は肥料原料(原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用するものにあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
家庭園芸用複合肥料 (肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。)	一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 0.2 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 0.1 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 0.1 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 0.1 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 0.1 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 0.1 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 0.1 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 0.1 四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 0.1 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 0.1 3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 0.1 五 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分 5.0 六 可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰 0.1 く溶性石灰 0.1 水溶性石灰 0.1 七 1 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 5.0 2 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 八 1 可溶性苦土を保証するものにあつては 可溶性苦土 0.01 2 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 0.01 3 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 0.01 九 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガン 0.001	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 製鋼鉍さいを原料とするものにあつては、4ミリメートルの網ふるいを全通するものであること。その他の鉍さいを原料とする場合にあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.001 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.001 十 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.001 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.001 十一 可溶性硫黄を保証するものにあつては 可溶性硫黄 0.1		

六 複合肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
りん酸アンモニア	一 アンモニア性窒素 8.4 水溶性りん酸 37.1 二 アンモニア性窒素及び 水溶性りん酸のほか可溶 性りん酸を保証するもの にあつては アンモニア性窒素 8.4 可溶性りん酸 37.1 水溶性りん酸 30.0 三 アンモニア性窒素及び 水溶性りん酸のほか可溶 性りん酸を保証するもの にあつては アンモニア性窒素 8.4 可溶性りん酸 37.1 水溶性りん酸 30.0	窒素及びりん酸の最も大 きい主成分の量の合計量 の含有量1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075	
硝酸加里	硝酸性窒素 9.7 水溶性加里 32.5	窒素及び加里の主成分の 量の合計量の含有率1.0% につき 亜硝酸 0.02	
りん酸加里	水溶性りん酸 25.0 水溶性加里 24.2	りん酸及び加里の主成分 の量の合計量の含有率 1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075	
りん酸マグネシウ ムアンモニウム	アンモニア性窒素 4.0 可溶性りん酸 20.0 可溶性苦土 11.5	窒素及びりん酸の主成分 の量の合計量の含有率 1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 水銀 0.00005 鉛 0.003	
よう 熔成複合肥料 (次に掲げる肥料 をいう。 一 肥料(混合汚泥 複合肥料及び規 則第一条の二各 号に掲げる普通 肥料を除く。)又 は肥料原料(汚泥 及び魚介類の臓 器を除く。)を配 合し、よう 融合したもの の 二 下水道の終末 処理場から生じ る汚泥を焼成し たものに肥料又 は肥料原料を混 合し、よう 融合したもの の)	一 可溶性りん酸 12.0 可溶性加里 1.0 二 可溶性りん酸及び可溶 性加里のほかアルカリ 分、可溶性けい酸又は可 溶性苦土を保証するもの にあつては、一に掲げる もののほか アルカリ分については 40.0 可溶性けい酸については 10.0 可溶性苦土については 12.0	りん酸及び加里の主成分 の量の合計量の含有率 1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 チタン 0.02 水銀 0.00005 鉛 0.003	一 2ミリメートルの網ふるいを 全通すること。 二 下水道の終末処理場から生じ る汚泥を原料とする場合にあつ ては、植害試験の調査を受け害 が認められないものであること。 三 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 四 牛等の部位を原料とする場合 にあつては、脊柱等が混合しな いものとして農林水産大臣の確 認を受けた工程において製造さ れたものであること。

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料 （窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一 汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 汚泥肥料は、乾物として40%以下を使用すること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用するものにあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
化成肥料 (次に掲げる肥料をいう。) 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの 二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。)のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの 三 肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(原料規格第一及び原料規格第二に掲げるもの限り、三年原料及び原料規格第二中十五の項に掲げるものを除く。)を使用し、これに化学的操作を加えたもの 四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの 五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合動物排せつ物複合肥料 (窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)を混合し、造粒又は成形したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)は、乾物として窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上であること。 五 動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)は、乾物として70%以下を使用すること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合堆肥複合肥料 (次に掲げる肥料をいう。) 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの 二 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。)のいずれか一以上及び堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 堆肥(動物の排せつ物を主原料とするものに限る。)を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量5.0%以上であること。 五 堆肥(食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量が3.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上であること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
成形複合肥料 (窒素質肥料、りん酸 質肥料、加里質肥料、有 機質肥料、副産肥料等、 複合肥料、石灰質肥料、 けい酸質肥料、苦土質 肥料、マンガン質肥料、 ほう素質肥料若しくは 微量要素複合肥料に木 質泥炭、紙パルプ廃纖 維、草炭質腐植、流紋岩 質凝灰岩粉末又はベン トナイトのいずれかー を混合し、造粒又は成 形したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。た だし、同表の記載にかかわら ず、窒素、りん酸又は加里の いずれか二以上についてそれ ぞれの最も大きい主成分の量 の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里 のそれぞれの最も大 きい主成分の量の合 計量の含有率1.0%に つき 有害成分別表第二の とおり	一 窒素全量を保証する肥料は、 アンモニア性素又は硝酸性窒素 以外の成分形態の窒素を含有す るもの並びにアンモニア性窒素 及び硝酸性窒素を含有するもの であること。 二 りん酸全量又は加里全量を保 証する肥料は、動植物質の原料 を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料 及び可溶性りん酸を含有する肥 料を原料として使用する肥料に あつては、く溶性りん酸又は可 溶性りん酸のいずれかーを保証 するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及 び石灰を含有する肥料を原料と して使用する肥料にあつては、 アルカリ分又は石灰のいずれか ーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥 料は、可溶性マンガンを保証す る肥料を原料として使用したも のであること。 六 木質泥炭(乾物1グラム当たり 0.02モル毎リットルの過マンガ ン酸カリウム溶液の消費量が 100ミリリットル相当以上の腐 植を含有するもの)は、乾物とし て20%以上45%以下を使用す ること。 七 紙パルプ廃纖維(紙パルプ工 場の廃水から得られる廃纖維 で、乾物当たりホロセルローズ を55%以上含有するもの)は、乾 物として25%以上40%以下を 使用すること。 八 草炭質腐植(草炭を水洗分離 して得られる腐植で、乾物当 たり灰分の含量が20%以下の もの)は、乾物として10%以上25% 以下を使用すること。 九 流紋岩質凝灰岩粉末(乾物100 グラム当たり陽イオン交換容量 130ミリグラム当量以上を有す るもの)は、25%以上35%以下 を使用すること。 十 ベントナイト(乾物100グラム 当たり陽イオン交換容量50ミ リグラム当量以上を有するもの) は、25%以上35%以下を使用 すること。 十一 牛等由来の原料を使用す る場合にあつては、管理措置が行 われたものであること。 十二 要植害確認原料を使用す る肥料を原料として使用するもの にあつては、要植害確認原料が 法第七条ただし書の規定に基づ き植害試験の調査を受け害が認 められないものであること。 十三 登録の有効期間は、三年肥

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			料等を原料として使用する肥料 にあつては三年、三年肥料等を 原料として使用しない肥料にあ つては六年である。
被覆複合肥料 (化成肥料又は液状肥 料を硫黄その他の被覆 原料で被覆したものを いう。)	一 窒素及び水溶性りん酸又 は水溶性加里の主成分の量 の合計量 10.0 二 1 窒素全量を保証するも のにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を 保証するものにあつて は アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証す るものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 水溶性りん酸を保証する ものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 水溶性加里を保証するも のにあつては 水溶性加里 1.0 五 水溶性石灰を保証するも のにあつては 水溶性石灰 1.0 六 水溶性けい酸を保証する ものにあつては 水溶性けい酸 1.0 七 水溶性苦土を保証するも のにあつては 水溶性苦土 1.0 八 水溶性マンガンを保証す るものにあつては 水溶性マンガ 0.10 九 水溶性ほう素を保証する ものにあつては 水溶性ほう素 0.05 十 可溶性硫黄を保証するも のにあつては 可溶性硫黄 1.0	窒素、りん酸又は加里 のそれぞれの最も大 きい主成分の量の合 計量の含有率1.0%に つき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075	一 窒素は、水溶性であること。 二 窒素の初期溶出率は、50%以 下であること。 三 牛等由来の原料を使用する場 合にあつては、管理措置が行わ れたものであること。 四 要植害確認原料を使用する肥 料を原料として使用する肥料に あつては、要植害確認原料が法 第七条ただし書の規定に基づき 植害試験の調査を受け害が認め られないものであること。 五 登録の有効期間は、三年肥料 等を原料として使用する肥料に あつては三年、三年肥料等を原 料として使用しない肥料にあつ ては六年である。
配合肥料 (次に掲げる肥料をい う。 一 窒素質肥料、りん	一 窒素、りん酸又は加里の いずれか二以上についてそ れぞれの最も大きい主成分 の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里 のそれぞれの最も大 きい主成分の量の合 計量の含有率1.0%に	一 窒素全量を保証する肥料は、 アンモニア性窒素又は硝酸性窒 素以外の成分形態の窒素を含有 するもの並びにアンモニア性窒

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害 成分の最大量 (%)	その他の制限事項
酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二 一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ（りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三 化成肥料を配合したもの	二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0 3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0 五 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分 5.0 六 1 可溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰 1.0 2 く溶性石灰を保証するものにあつては く溶性石灰 1.0 3 水溶性石灰を保証するものにあつては 水溶性石灰 1.0 七 1 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 5.0 2 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 八 1 可溶性苦土を保証するものにあつては 可溶性苦土 1.0 2 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 1.0 3 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 九 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガ 0.005	つき 有害成分別表第二のとおり	素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.005 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.005 十 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.005 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.005 十一 可溶性硫黄を保証するものにあつては 可溶性硫黄 1.0		

七 石灰質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
生石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 80.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 8.0 く溶性苦土については 7.0		
消石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 60.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 6.0 く溶性苦土について 5.0		

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>炭酸カルシウム肥料</u> (マグネシウムの 酸化物又は水酸化 物を混合したもの を含む。)	一 アルカリ分 50.0 二 アルカリ分のほか可溶性 苦土又は可溶性苦土を保証 するものにあつては、一に 掲げるもののほか 可溶性苦土については 5.0 可溶性苦土については 3.5		化学的に生産された炭酸カルシ ウム以外のものにあつては、1.7 ミリメートルの網ふるいを全通 し、600マイクロメートルの網ふ るいを85%以上通過すること。
<u>貝化石肥料</u> (貝化石粉末又は これにマグネシウ ムの酸化物若しくは 水酸化物を混合 し、造粒したもの をいう。)	一 アルカリ分 35.0 二 アルカリ分のほか可溶性 苦土を保証するものにあつ ては、一に掲げるもののほ か 可溶性苦土 1.0		
硫酸カルシウム (りん酸を生産す る際に副産される ものに限る。)	一 可溶性石灰、可溶性石灰 又は水溶性石灰のいずれか 一について 1.0 二 可溶性石灰、可溶性石灰 又は水溶性石灰のほか可溶 性硫黄を保証するものにあ つては 可溶性硫黄 1.0	可溶性石灰、可溶性石灰又 は水溶性石灰の含有率 1.0%につき ヒ素 0.004 スルファミン酸 0.01	
<u>副産石灰肥料</u> (非金属鉱業、食 品工業、パルプ工 業、化学工業、鉄 鋼業又は非鉄金属 製造業において副 産されたものをい う)	一 アルカリ分 35.0 二 アルカリ分のほか可溶性 苦土を保証するものにあつ ては、一に掲げるもののほ か 可溶性苦土 1.0	一 アルカリ分の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5	鉱さいを原料として使用するも のにあつては、1.7ミリメートル の網ふるいを全通し、600マイク ロメートルの網ふるいを85%以 上通過すること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
混合石灰肥料 (石灰質肥料に、有 機質肥料、副産肥料 等、石灰質肥料、け い酸質肥料、苦土質 肥料、マンガン質肥 料、ほう素質肥料又 は微量元素複合肥 料を混合したもの をいう。)	主成分別表第一のとおり。た だし、同表の記載にかかわら ず、アルカリ分については 5.0	一 窒素を保証し、りん酸 又は加里を保証しない ものにあつては、窒素全 量、アンモニア性窒素、 硝酸性窒素又はアンモ ニア性窒素及び硝酸性 窒素の合計量のうち最 も大きいものの含有率 1.0%につき 有害成分別表第一のと おり 二 りん酸又は加里のい ずれか一を保証し、窒素 を保証しないものにあ つては、保証する主成分 のうち最も大きい主成 分の量の合計量の含有 率1.0%につき 有害成分別表第二のと	一 窒素全量を保証する肥料は、 アンモニア性窒素又は硝酸性 窒素以外の成分形態の窒素を 含有するもの並びにアンモ ニア性窒素及び硝酸性窒素を 含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量 を保証する肥料は、動植物質の 原料を使用したものであること。 三 可溶性りん酸を含有する肥 料及び可溶性りん酸を含有す る肥料を原料として使用する 肥料にあつては、可溶性りん酸 又は可溶性りん酸のいずれか 一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料 及び石灰を含有する肥料を原 料として使用する肥料にあつ ては、アルカリ分又は石灰のい

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
		おり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとお 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、アルカリ分の含有率1.0%につき有害成分別表第一のとお	いずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

八 けい酸質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>けい灰石肥料</u>	可溶性けい酸 20.0 アルカリ分 25.0		2ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。
<u>鉍さいけい酸質肥料</u> (製りん残さい又は製銦鉍さい等の鉍さいをいい、ほう素質肥料を混合して熔融したものを含む。)	一 可溶性けい酸及びアルカリ分を保證するものにあつては 可溶性けい酸 10.0 アルカリ分 35.0 二 可溶性けい酸及びアルカリ分のほかく溶性苦土、く溶性マンガンを又はく溶性ほう素を保證するものにあつては 可溶性けい酸 10.0 アルカリ分 20.0 く溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0 く溶性ほう素については 0.05	一 可溶性けい酸が20%以上のものにあつては 1 可溶性けい酸の含有率1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 2 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5 二 一以外のものにあつては最大限量 ニッケル 0.2 クロム 2.0 チタン 1.0	一 可溶性けい酸が20%以上のものにあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、水砕した鉍さい以外のものにあつては、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 二 一以外のものにあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、可溶性石灰を40%以上含有する鉍さいであること。 三 アルカリ分が30%未満のものにあつては、アルカリ分を30%以上保證する鉍さいけい酸質肥料に赤鉄鉍を加えたものであること。
<u>軽量気泡コンクリート粉末肥料</u>	可溶性けい酸 15.0 アルカリ分 15.0	最大限量 チタン 1.0	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。
<u>シリカゲル肥料</u> (水ガラスのアルカリを中和し、ゲル化してから脱水したものをいう。)	可溶性けい酸 80.0		一 日本産業規格 (JISZ0701) に規定された包装用シリカゲル乾燥剤として生産されたものであること。 二 75マイクロメートルの網ふるい上に70%以上残留すること。 三 検湿剤等他の原料を使用したもの及び他の用途に使用されたものを除く。
<u>シリカヒドロゲル肥料</u> (水ガラスのアルカリを中和し、ゲル化したものをいう。)	可溶性けい酸 17.0		一 摂氏180度で3時間乾燥したものが、日本産業規格 (JISZ0701) に規定された包装用シリカゲル乾燥剤に該当するものであること。 二 検湿剤等他の原料を使用したものを除く。

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
熔成けい酸質肥料 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。)	一 可溶性けい酸 20.0 アルカリ分 30.0 二 可溶性けい酸及びアルカリ分のほかに溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く 溶性苦土 1.0	一 可溶性けい酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 水銀 0.0001 鉛 0.006 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5	一 日本産業規格(JISA5031又はJISA5032)に規定された溶融スラグ又は溶融スラグ骨材に該当するものであること。 二 廃掃法第二条第四項第一号に規定する污泥及び廃プラスチック類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二条第一号から第五号までに掲げる廃棄物以外の廃掃法第二条第四項に規定する産業廃棄物を原料として使用しないこと。 三 コークスベッド式のシャフト炉式ガス化溶融炉において、塩基性のカルシウム含有物を使用して溶融したものであること。 四 溶融物を水砕した後、磁選機で金属を除去したものであること。 五 4.75ミリメートルの網ふるいを全通し、2ミリメートルの網ふるいを95%以上通過すること。 六 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 七 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 八 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

九 苦土質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸苦土肥料	一 水溶性苦土 11.0 二 水溶性苦土のほか可溶性硫黄を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	水溶性苦土の含有率1.0% につき ひ素 0.004	苦土含有物に硫酸を作用させて生じたものにあつては、く溶性苦土の含有量に対する水溶性苦土の含有比率が0.8以上であること。
水酸化苦土肥料	く溶性苦土 50.0		2ミリメートルの網ふるいを全通すること。
酢酸苦土肥料	水溶性苦土 18.0		
炭酸苦土肥料	く溶性苦土 30.0		
加工苦土肥料 (蛇紋岩その他の塩基性マグネシウム含有物に硫酸を加えたものをいう。)	一 く溶性苦土 23.0 水溶性苦土 3.0 二 く溶性苦土及び水溶性苦土のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	く溶性苦土の含有率1.0% につき ひ素 0.004	2ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。
腐植酸苦土肥料 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、塩基性のマグネシウム含有物を加えたものをいう。)	く溶性苦土 3.0 水溶性苦土 1.0	く溶性苦土の含有率1.0% につき 亜硝酸 0.04	3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に40%以上含有されること。
リグニン苦土肥料 (亜硫酸パルプ廃液中のリグニンスルホン酸に硫酸マグネシウムを加えたものをいう。)	水溶性苦土 5.0	水溶性苦土の含有率1.0% につき ひ素 0.004 亜硫酸 0.01	硫酸塩に由来する苦土は、1.0%以下であること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
被覆苦土肥料 (副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。) 又は苦土質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 水溶性苦土 8.0 二 水溶性苦土のほか水溶性石灰、水溶性マンガ、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性石灰については 1.0 水溶性マンガンについては 0.10 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	水溶性苦土の含有率1.0%につき ひ素 0.004	一 苦土の初期溶出率は50%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合苦土肥料 (副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。) 又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性苦土、く溶性苦土又は水溶性苦土について 1.0	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき 有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれかーを保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、苦土の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき 有害成分別表第一のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十 マンガン質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸マンガン肥料	一 水溶性マンガン 10.0 二 水溶性マンガンのほか 可溶性硫黄を保证するも のにあつては 可溶性硫黄 1.0	水溶性マンガンの含有率 1.0%につき ひ素 0.004	
炭酸マンガン肥料 (菱マンガン鉱を いう。)	可溶性マンガン 30.0 く溶性マンガン 10.0	可溶性マンガンの含有率 1.0%につき ひ素 0.004	1.7ミリメートルの網ふるいを全 通し、150マイクロメートルの網ふ るいを80%以上通過すること。
加工マンガン肥料 (マンガン含有物 にマグネシウム含 有物を混合し、硫酸 を加えたものをい う。)	一 水溶性マンガン 2.0 水溶性苦土 12.0 二 水溶性マンガン及び水 溶性苦土のほか可溶性石 灰、く溶性石灰、水溶性石 灰又は可溶性硫黄を保证 するものにあつては、一 に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	水溶性マンガンの含有率 1.0%につき ひ素 0.004	
鉱さいマンガン肥 料 (フェロマンガン 鉱さい又はシリコ マンガン鉱さいを いう。)	く溶性マンガン 10.0	く溶性マンガンの含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04	1.7ミリメートルの網ふるいを全 通し、600マイクロメートルの網ふ るいを85%以上通過すること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
混合マンガ肥料 (副産肥料(専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガを保証したものに限る。)又はマンガ質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性マンガ、く溶性マンガ又は水溶性マンガのいずれかについて 0.10	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれかを保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、マンガの最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証するものであること。 五 可溶性マンガを保証する肥料は、可溶性マンガを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十一 ほう素質肥料

登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
ほう酸塩肥料	一 く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 35.0 水溶性ほう素 5.0 二 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 25.0		く溶性ほう素を保証するものにあつては、850マイクロメートルの網ふるいを全通すること。
ほう酸肥料	水溶性ほう素 54.0		
よう 熔成ほう素肥料 (ほう酸塩及び炭酸マグネシウムその他の塩基性マグネシウム含有物に ^{よう} 長石等を混合し、熔融したものを用いる。)	く溶性ほう素 15.0 く溶性苦土 10.0		1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを80%以上通過すること。
加工ほう素肥料 (ほう素含有物に ^{じゃ} 蛇紋岩その他の塩基性マグネシウム含有物を混合し、硫酸を加えたものを用いる。)	一 水溶性ほう素 1.0 水溶性苦土 11.0 二 水溶性ほう素及び水溶性苦土のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	水溶性ほう素の含有率 1.0%につき ひ素 0.04	

十二 微量元素複合肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
<u>よう</u> 熔成微量元素複合肥料 (マンガン、ほう素又はマグネシウム含有物に長石等を混合し、 <u>よう</u> 融したものをいう。)	一 く溶性マンガ 10.0 く溶性ほう素 5.0 二 く溶性マンガ及びく溶性ほう素のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土 5.0		1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、150マイクロメートルの網ふるいを50%以上通過すること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分 の最大量 (%)	その他の制限事項
混合微量元素肥料 (副産肥料(専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。)、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。 ただし、同表の記載にかかわらず、マンガン及びほう素についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 0.15	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率 1.0%につき 有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれか一を保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 有害成分別表第二のとおり 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十三 汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
汚泥肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 四 専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの)	ヒ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 植害試験の調査を受けていない汚泥を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
水産副産物発酵肥料 (原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)	ヒ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002	一 植害試験の調査を受けていない水産副産物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
硫黄及びその化合物 (専ら原料規格第三中六の項に掲げる原料を使用したものをいう。)	ヒ素 0.005	植害試験の調査を受けていない硫黄含有物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

十四 農薬その他の物が混入される肥料

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%)	含有すべき主成分の最小量(%)の特例	混入上の制限事項
化成肥料	O, O-ジエチル-O-(3-オキソ-2-フェニル-2H-ピリダジン-6-イル)ホスホロチオエート 【ピリダフェンチオン】	1.0以下		
	2, 2, 3, 3-テトラフルオールプロピオン酸ナトリウム 【テトラピオン】	4.0以下		
	1, 3-ビス(カルバモイルチオ)-2-(N,Nジメチルアミノ)プロパン塩酸塩 【カルタップ】	1.0以下		
	ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロネート 【イソプロチオラン】	5.0以下		
	(E) -(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.025以下		
	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド 【クロルフタリム】	1.0以下		
	1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-ij] キノリン-4-オン 【ピロキロン】	2.0以下		
	(2RS, 3RS)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタン-3-オール 【パクロブトラゾール】	0.20以下		
	5-ジプロピルアミノ- α , α , α -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-O-トルイジン 【プロジアミン】	0.50以下		
	エチル=N-[2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ]-N-イソプロピル- β -アラニナート 【ベンフラカルブ】	0.80以下		
	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボチオアート 【ジチオピル】	0.30以下		
	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド 【クロルフタリム】 及び 3-シクロヘキシル-5, 6-トリメチレンウラシル 【レナシル】	0.50以下 0.50以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	0.50以下		
	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.80以下		
	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン 【アセタミプリド】	1.0以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%)	含有すべき主成分の最小量(%)の特例	混入上の制限事項
化成肥料	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】 及び 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.07以下 0.80以下		
	N-(1-エチルプロピル)-3, 4-ジメチル-2, 6-ジニトロアニリン 【ペンディメタリン】	2.20以下		
	2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	1.5以下		
	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)-2-メチルプロピオニトリル 【シアナジン】 及び 2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	3.0以下 1.5以下		
	(RS)-N- [2-(3, 5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル] -6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン 【トリアジフラム】 及び 2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	0.30以下 1.5以下		
	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン 【クロチアニジン】	0.076以下		
	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン 【ジノテフラン】	0.23以下		
	(R)-2-(4-クロロ- <i>o</i> -トリルオキシ)プロピオン酸カリウム 【メコプロップPカリウム塩】 及び 2,6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	3.0以下 3.0以下		
	1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-ij] キノリン-4-オン 【ピロキロン】	1.0以下		
配合肥料	エチル=N- [2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ]-N-イソプロピル-β-アラニナート 【ベンフラカルブ】	0.50以下		
	(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.025以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	0.50以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量(%)	含有すべき主成分の最小量(%)の特例	混入上の制限事項
配合肥料	O-エチル-O-(3-メチル-6-ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート 【ブタミホス】 及び 2, 6-ジクロロチオベンザミド 【DCBN】	2.0以下 1.0以下		
	N-(1-エチルプロピル)-3, 4-ジメチル-2, 6-ジニトロアニリン 【ペンディメタリン】	2.20以下		
	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.80以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】 及び 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.07以下 0.80以下		
被覆複合肥料	(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.05以下		
液状肥料	3-ヒドロキシ-5-メチルイソオキサゾール 【ヒドロキシイソキサゾール】	17.5以下		
家庭園芸用複合肥料	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	2.50以下		
	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジン)メチル]-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン 【アセタミプリド】 及び N-ベンジル-N, N-ジエチル-N-(2, 6-キシリルカルバモイル)メチルアンモニウム塩 【安息香酸デナトニウム】	0.07以下 0.002以下		
	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1,3,5-オキサジアジナン-4-イリデン(ニトロ)アミン 【チアメトキサム】 及び N-ベンジル-N, N-ジエチル-N-(2, 6-キシリルカルバモイル)メチルアンモニウム塩 【安息香酸デナトニウム】	2.0以下 0.01以下		
	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート 【フェンプロパトリン】 及び 2-p-クロロフェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル 【ミクロブタニル】	0.02以下 0.005以下		
	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン 【ジノテフラン】	2.875以下		

附一 この告示に掲げる肥料には、規則第四条第四号に掲げる材料を使用したものを含む。

二 この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

第一欄	第二欄
りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸	五酸化リン (P_2O_5)
加里全量 く溶性加里 水溶性加里	酸化カリウム (K_2O)
アルカリ分	酸化カルシウム (CaO) 及び酸化マグネシウム (MgO)
可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰	酸化カルシウム (CaO)
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素 (SiO_2)
可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	酸化マグネシウム (MgO)
可溶性マンガ く溶性マンガ 水溶性マンガ	酸化マンガ ン (MnO)
く溶性ほう素 水溶性ほう素	三酸化二ほう素 (B_2O_3)
可溶性硫黄	硫黄 (S)

三 この告示に掲げる植害試験とは、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。)第七条ただし書(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づく調査である。なお、[肥料の品質の確保等に関する法律第二条の二に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件](#)(昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十七号)において指定されたものについては、当該調査を受けることを要しない。

一 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量	1.0
二 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素	1.0
三 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素	1.0
四 リン酸全量を保証するものにあつては リン酸全量	1.0
五 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸	1.0
六 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸	1.0
七 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸	1.0
八 加里全量を保証するものにあつては 加里全量	1.0
九 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里	1.0
十 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里	1.0
十一 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分	5.0
十二 可溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰	1.0
十三 く溶性石灰を保証するものにあつては く溶性石灰	1.0
十四 水溶性石灰を保証するものにあつては 水溶性石灰	1.0
十五 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸	5.0
十六 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸	5.0
十七 可溶性苦土を保証するものにあつては 可溶性苦土	1.0
十八 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土	1.0
十九 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土	1.0
二十 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガン	0.10
二十一 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガン	0.10
二十二 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン	0.10
二十三 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素	0.05
二十四 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素	0.05
二十五 一から二十四までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証 するものにあつては、一から二十四までに掲げるもののほか 可溶性硫黄	1.0

主成分別表第二

一	可溶性けい酸については	5.0
二	水溶性けい酸については	5.0
三	可溶性苦土については	1.0
四	く溶性苦土については	1.0
五	水溶性苦土については	1.0
六	可溶性マンガンについては	0.10
七	く溶性マンガンについては	0.10
八	水溶性マンガンについては	0.10
九	く溶性ほう素については	0.05
十	水溶性ほう素については	0.05

有害成分別表第一

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

有害成分別表第二

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

有害成分別表第三

一 六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか一を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか一のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について	
1 窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないもの（けい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき	
硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
2 りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないもの（りん酸のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について	
イ ロ及びハに掲げるもの以外のものにあつては、りん酸の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき	
ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき	
ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
ハ 原料規格第二中六の項り又は又に掲げる原料を使用したものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき	
ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
水銀	0.0001
鉛	0.006
3 加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないもの（加里のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について	
イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、加里の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき	
ひ素	0.004
ロ 原料規格第二中八の項ロに掲げる原料を使用したものにあつては、加里の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき	
ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006
二 六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について	
1 2及び3に掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき	
硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
2 原料規格第二中六の項り又は又に掲げる原料を使用したものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき	

ひ素	0.002
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
水銀	0.00005
鉛	0.003

- 3 原料規格第二中八の項口に掲げる原料を使用したものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

ひ素	0.002
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

- 三 六に該当するもの以外のものであつて、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性けい酸又は水溶性けい酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

- 四 六に該当するもの以外のものであつて、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

- 1 アルカリ分を保証し、石灰を保証しないもの（アルカリ分のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、アルカリ分の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

- 2 石灰を保証し、アルカリ分を保証しないもの（石灰のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

五 六に該当するもの以外のものであつて、苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないものについて

1 苦土を保証し、マンガンを保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性苦土、く溶性苦土又は水溶性苦土のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

2 マングンを保証し、ほう素を保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては、可溶性マンガンを、く溶性マンガンを又は水溶性マンガンのうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

3 ほう素を保証し、苦土及びマンガンを保証しないものにあつては
なし

4 マンガン及びほう素を保証するもの（マンガンを及びほう素のほか苦土を保証するものを含む。）にあつては、マンガンを及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02

六 肥料を原料として使用するもの、原料規格における複数の項の原料を使用するもの及び植害試験の調査を要する原料を使用するものについて

1 窒素、りん酸又は加里のいずれかを保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか一のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）並びに苦土、マンガン又はほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないもの（苦土、マンガン及びほう素を保証するもの並びにマンガン及びほう素を保証するものを除く。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里（けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里を保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するけい酸、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては保証するマンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素）のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里（けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するけい酸、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては保証するマンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素）のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

2 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

3 マンガン及びほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないもの（マンガン及びほう素のほか苦土を保証するものを含む。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005

最大限量として	鉛	0.003
	ニッケル	0.4
	クロム	4.0
	チタン	1.5

原料規格第一

原料規格第一		
分類番号	原料の種類	原料の条件
一	動物由来物質	イ 魚介類（口に掲げるものを除く。）
		ロ 魚介類の臓器を収集したもの（発酵させたものを含む。）
		ハ 繊維工業において副産された動物性繊維
		ニ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物（魚介類を除く。）
		ホ にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業（クロムなめし革製造業を除く。）において副産されたゼラチン又はコラーゲン含有物
		ヘ イ、ハ、ニ又はホを発酵させたもの
二	植物由来物質	イ 農産物の生産の過程で発生した残さ（植物質のものに限る。）若しくは海藻又はこれらに酵素を加えたもの
		ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物
		ハ 廃糖蜜
		ニ でんぷん製造副産物
		ホ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの
三	菌体由来物質	イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物
		ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物
		ハ 食料品用酵母の製造副産物
		ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物
		ホ 培養によつて得られる菌体を乾燥したもの
		ヘ 培養によつて得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したもの
備考		
一 動植物質のものに限る。		
二 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。		
三 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。		
四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。		

原料規格第二

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
一	水溶性窒素化合物含有物（アンモニア、アンモニウム塩、硝酸又は硝酸塩以外の水溶性窒素化合物を含有するものをいう。）	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ロ アラントイン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ハ オキサミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ニ シアナミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ホ 食料品用酵素、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造副産物
		ヘ 石灰窒素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ト トリアゾン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		チ 尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）又はこれにホルムアルデヒドを加えたもの
		リ モノエタノールアミン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ヌ 硫酸グアニル尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ル EDTA又はその塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ヲ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
二	菌体含有物（発酵副産物又は培養によつて得られる菌体を含有するものをいう。）	イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ハ 食料品用酵母の製造副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
三	動植物由来物質含有物（動植物を含むもの、動植物に酸、アルカリ等を添加したもの又は動植物中の化合物を抽出したものをいう。）	イ キチン又はキトサン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ロ ゼラチン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ハ 動植物質の原料に硫酸、塩酸、硝酸、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、炭酸カリウム、食用アルコール又は酵素を加えたもの
		ニ フィチン酸（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ホ ベタイン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ヘ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
四	アンモニア含有物（アンモニア又はアンモニウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 食料品用酵素、アミノ酸、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造工程から回収したアンモニア又は硫酸アンモニア含有物
		ハ 尿素の加熱分解により発生したアンモニアに硫酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物
		ニ 堆肥又は汚泥肥料の製造の過程で発生した排気中のアンモニアに硫酸又はりん酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物又はりん酸アンモニア含有物
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
五	硝酸含有物（硝酸又は硝酸塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 炭酸希土類又は酸化希土類の製造副産物（硝酸アンモニア含有物に限る。）
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
六	りん酸含有物（りん酸、二りん酸、ポリりん酸若しくは亜りん酸又はこれらの塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 次のいずれかのりん酸含有液に水酸化ナトリウムを加えることによつて得られるりん酸ナトリウム含有物 (1) イノシトール製造液 (2) 精製りん酸の抽出残液
		ハ 次のいずれかの方法によりりん酸アンモニウムを含有する粉末消火薬剤のはつ水コーティングを剥離させることによつて得られるりん酸アンモニウム含有物 (1) 加圧、摩砕又は粉砕 (2) アルコールとの混合及び当該アルコールの揮発 (3) 尿素水溶液との混合
		ニ 製鋼鉱さい
		ホ 次のいずれかのりん酸含有液又は亜りん酸含有液に石灰を加えることによつて得られるりん酸カルシウム含有物又は亜りん酸カルシウム含有物 (1) アルミ箔のエッチング処理に使用したりん酸液 (2) アミノ酸製造における発酵副産液 (3) イノシトール製造液 (4) 液晶基盤の洗浄に使用したりん酸液 (5) エタノールの製造に使用したりん酸液 (6) オセイン製造廃液 (7) 鑄造用りん鉄、りん銅又はりんニッケルの製造の過程で発生したりん酸を含有する排気の溶解液 (8) ニッケルめつき廃液からニッケルを回収して生じた亜りん酸含有液 (9) ビタミンB1製造液 (10) 次亜りん酸ソーダ製造液
		ヘ りん鉱石又はこれに硫酸、硝酸、りん酸若しくはアンモニアを加えたもの
		ト 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食料品を製造する事業場において排水処理後の凝集沈殿、膜分離等の固液分離により得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）
		チ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食品を製造する事業場から生じた汚泥の燃焼灰に水酸化ナトリウムを加え、固液分離して得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物
		リ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設若しくは食品を製造する事業場から生じた汚泥又は食品を製造する事業場から生じた排水を消化処理して得られる消化液又は脱水ろ液（しさを除去したものに限る。）に塩化マグネシウム、水酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（消化液中で析出させる場合にあつては、析出後に水洗したものに限る。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）
		ヌ し尿処理施設において脱水ろ液（しさを除去したものに限る。）に塩化マグネシウム、水酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（析出後に水洗したものに限る。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
		ル 別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）における副産物又は下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）の排水処理施設において回収されたりん酸含有物であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの（汚泥が除去されたものに限る。また、吸着原料を使用する場合にあつては、当該吸着原料の品質を確認したものに限る。）
七	加里含有物（酸化カリウム、水酸化カリウム又はカリウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ アルキルサリチル酸製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）
		ハ 海藻に水酸化カリウムを加えたもの
		ニ てん菜又はさとうきびを原料とした糖製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
八	動植物質燃焼灰	イ 次のいずれか一以上の燃焼灰 (1) 油やしの果房又は果実 (2) アルコール製造副産物（動植物質のものに限る。） (3) 廃菌床培地（動植物質のものに限る。） (4) コーヒーかす (5) コーンスターチ製造副産物（動植物質に限る。） (6) 植物油かす類 (7) 鶏ふん (8) 牛ふん (9) 飼料（動植物質のものに限る。）
		ロ バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）のうち草木に由来するものを専焼する設備で燃焼させて生じた燃焼灰であつて、加里含有物であるもの（塗料若しくは薬剤を含むもの又はそのおそれがあるものを燃焼させて生じたものを除く。）
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたもの（動植物質のものに限る。）の燃焼灰であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
九	けい酸含有物（けい酸又はけい酸塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 鉾さい
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十	カルシウム含有物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又はカルシウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 貝化石
		ハ 貝殻
		ニ 鉾さい
		ホ 水酸化カルシウム又は炭酸カルシウムの製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）
		ヘ 石灰石
		ト 糖製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）
		チ ドロマイト鉾石
		リ 卵殻
		ヌ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
十一	苦土含有物 (酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム又はマグネシウム塩を含有するものをいう。)	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 海水
		ハ 海水を原料とした塩化マグネシウム製造副産物(水酸化マグネシウム含有物又は塩化マグネシウム含有物に限る。)
		ニ 水酸化マグネシウム製造副産物(水酸化マグネシウム含有物に限る。)
		ホ ドロマイトれんが又はドロマイト鉱石
		ヘ フェロニッケル鉱さい
		ト ブルーサイト
		チ マグネシアクリンカー製造副産物(酸化マグネシウム含有物又は水酸化マグネシウム含有物に限る。)
		リ マグネシウムを含有する鉱物又は岩石を焼成したもの
		ヌ 別表第一に掲げる業(同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十二	マンガ含有物(酸化マンガ、水酸化マンガ又はマンガ塩を含有するものをいう。)	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ フェロマンガ鉱さい又はシリコマンガ鉱さい
		ハ 別表第一に掲げる業(同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十三	ほう酸含有物 (ほう酸又はほう酸塩を含有するものをいう。)	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 別表第一に掲げる業(同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十四	肥料製造副産物	普通肥料(登録を受けたもの(法第四条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。))及び法第四条第二項第二号に掲げるもの(法第十六条の二第一項の規定による届出に係るものに限る。))に限り、異物を混入したものを除く。)の製造において生じたもの
十五	食品等工場活性沈殿物	別表第三に掲げる業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
十六	排水処理活性沈殿物	イ 次に掲げる原料のうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。)別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであり、かつ、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの (1) 下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設、浄化槽又は工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの (2) し尿に凝集を促進する材料、動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの ロ イに掲げる原料を焼成したもの又はイに掲げる原料に植物質若しくは動物質の原料を加え焼成したもののうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの
備考		
一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行つたものを含む。		
二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。		
三 中和又はpHを調整する目的で別表第二に掲げる原料を使用したものを含む。		
四 排水処理施設から生じた汚泥(十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)以外のものであること。		

原料規格第三

原料規格第三			
分類 番号	原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
一	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	一 判定基準省令別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであること。 二 植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
二	し尿汚泥	イ し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ロ 集落排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ハ 浄化槽から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ニ し尿に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの	
三	工業汚泥	ホ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの	
		イ 工場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
四	焼成汚泥	ロ 事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		イ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料を焼成したもの	
五	水産副産物	ロ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を加え焼成したもの	
		魚介類の臓器	
六	硫黄含有物（硫黄又はその化合物を含むものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造されたもの	
		ロ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたもの	
備考			
一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行つたものを含む。			
二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。			

別表第一

- 一 農業
- 二 漁業
- 三 食料品製造業
- 四 飲料・たばこ・飼料製造業
- 五 化学工業
- 六 繊維工業
- 七 なめし革・同製品・毛皮製造業（なめし革製造業及び毛皮製造業に限る。）
- 八 鉱業、採石業、砂利採取業（金属鉱業を除く。）
- 九 パルプ・紙・紙加工品製造業（パルプ製造業及び紙製造業に限る。）
- 十 窯業・土石製品製造業（ガラス・同製品製造業を除く。）
- 十一 鉄鋼業
- 十二 非鉄金属製造業
- 十三 電子部品・デバイス・電子回路製造業（りん酸回収工程を含むものに限る。）
- 十四 石炭・石油その他の燃料の燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理を行う業

別表第二

- 一 次に掲げる酸性の原料
硫酸、塩酸、硝酸、りん酸、くえん酸、酢酸、ぎ酸又はけい酸
- 二 次に掲げる塩基性の原料
アンモニア液又はアンモニアガス、けい酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、酢酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、炭酸カリウム、酸化カリウム、水酸化カリウム、炭酸カルシウム、酸化カルシウム、水酸化カルシウム、炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム又は水酸化マグネシウム

別表第三

- 一 食料品製造業
- 二 清涼飲料製造業
- 三 酒類製造業
- 四 茶・コーヒー製造業
- 五 配合飼料製造業又は単体飼料製造業
- 六 パルプ製造業
- 七 樹脂製造業（パルプを原料として使用するものに限る。）
- 八 発酵工業
- 九 ゼラチン製造業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。）

附則（平成二十五年十二月五日農林水産省告示第二千九百三十九号）

- 1 この告示は、平成二十六年一月四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の四(1)の表肉骨粉の項に規定する確認は、この告示の施行前においてもこの告示による改正後の同項の規定の例により行うことができる。

附則（平成二十六年九月一日農林水産省告示第千百四十六号）

- 1 この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の一の(2)の表副産窒素肥料の項、二の(2)の表液体りん酸肥料の項、熔成汚泥灰けい酸りん肥の項及び副産りん酸肥料の項、四の(1)の表肉かす粉末の項、蒸製てい角骨粉の項、乾血及びその粉末の項、生骨粉の項及び蒸製骨粉の項、四の(2)の表乾燥菌体肥料の項、副産動物質肥料の項及び混合有機質肥料の項、五の(1)の表熔成複合肥料の項、化成肥料の項及び配合肥料の項、五の(2)の表化成肥料の項、吸着複合肥料の項、副産複合肥料の項、液状複合肥料の項、配合肥料の項、熔成汚泥灰複合肥料の項及び家庭園芸用複合肥料の項並びに十二の表下水汚泥肥料の項、し尿汚泥肥料の項、工業汚泥肥料の項、混合汚泥肥料の項、汚泥発酵肥料の項及び水産副産物発酵肥料の項に規定する確認は、それぞれこの告示の施行前においてもこの告示による改正後のこれらの項の規定の例により行うことができる。

附則（平成二十九年十月十六日農林水産省告示第千五百四十九号）

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。

附則（平成三十年一月二十二日農林水産省告示第百三十四号）

この告示は、平成三十年二月二十二日から施行する。

附則（平成三十年三月六日農林水産省告示第四百五十五号）

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

附則（平成三十一年四月二十六日農林水産省告示第八百七号）

この告示は、平成三十一年五月二十七日から施行する。

附則（令和元年六月二十一日農林水産省告示第四百五十五号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二十八日農林水産省告示第四百一号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年五月十一日農林水産省告示第九百三十九号）

この告示は、令和二年六月十一日から施行する。

附則（令和二年十月三十日農林水産省告示第二九百二十六号）

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

附則（令和三年六月十四日農林水産省告示第千十号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

附則（令和四年二月十五日農林水産省告示第三百二号）

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

附則（令和五年九月一日農林水産省告示第千五十三号）

この告示は、令和五年十月一日から施行する。